

短期退職時の手数料の取扱い

採用決定者が、自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇した場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。但し、採用決定者に対する条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

退職、解雇が

入社後 1 ヶ月未満の場合：本件報酬の 100%

入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合：本件報酬の 50%

入社後 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満の場合：本件報酬の 20%